

広島県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定によって、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び各広島県建設事務所（支所）において、令和五年三月十六日までの間、縦覧に供する。

令和五年三月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道一号	<p>福山市神村町県道福山尾道線との交点から 三原市糸崎八丁目一般国道一八五号との交点まで</p> <p>廿日市市佐方本町広島市、廿日市市境から 廿日市市地御前一丁目一般国道二号国管理区間との交点まで</p>
一般国道一八二号	<p>庄原市東城町福代岡山県境から 福山市明神町二丁目一般国道二号との交点まで</p>
一般国道一八三号	<p>三次市粟屋町一般国道五四号との交点から 庄原市西城町三坂鳥取県境まで</p>
一般国道一八四号	<p>三次市南畑敷町一般国道一八三号との交点から 尾道市西御所町一般国道二号との交点まで</p>
一般国道一八五号	<p>竹原市忠海東町四丁目国管理区間との接続点から 三原市糸崎八丁目一般国道二号との交点まで</p>
一般国道一八六号	<p>山県郡北広島町荒神原島根県境から 大竹市北栄一般国道二号との交点まで</p>
一般国道一九一号	<p>山県郡北広島町西八幡原島根県境から 戸河内インターチェンジまで</p>
一般国道二六一号	<p>山県郡安芸太田町加計一般国道一八六号との交点から 山県郡安芸太田町穴安芸太田町、広島市境まで</p>
一般国道二二二号	<p>山県郡北広島町本地北広島町、広島市境から 山県郡北広島町大朝島根県境まで</p>
一般国道二二四号	<p>福山市入舟町一丁目一般国道二号との交点から 福山市神辺町上御領岡山県境まで</p>
一般国道二二四号	<p>庄原市東城町川西一般国道一八二号との交点から 庄原市西城町小鳥原一般国道一八三号との交点まで</p> <p>庄原市西城町熊野一般国道一八三号との交点から 庄原市西城町油木島根県境まで</p>

一般国道四八七号	<p>呉市警固屋五丁目呉市道警固屋四丁目二七号線との交点から 江田島市能美町高田県道高田沖美江田島線との交点まで</p> <p>呉市警固屋四丁目一般国道四八七号ダブルウェイ起点から 呉市音戸町渡子一丁目県道音戸倉橋線との交点まで</p> <p>呉市音戸町引地一丁目音戸大橋入口から 呉市音戸町渡子一丁目県道音戸倉橋線との交点まで</p>
県道井原福山港線	<p>江田島市江田島町津久茂三丁目江田島市津久茂公園前から 江田島市江田島町小用二丁目江田島小用栈橋前まで</p>
	<p>江田島市江田島町切串一丁目江田島市道切串四一号线との交点から 江田島市江田島町切串三丁目県道石風呂切串線との交点まで</p>
県道甲田作木線	<p>福山市大門町津之下福山市道手城伊勢丘幹線との交点から 福山市引野町県道福山港線との交点まで</p>
県道浜田八重可部線	<p>安芸高田市甲田町上甲立一般国道五四号との交点から 安芸高田市高宮町佐々部一般国道四三三号との交点まで</p> <p>山県郡北広島町新庄一般国道二六一号との交点から 山県郡北広島町大朝北広島町役場大朝支所前まで</p> <p>山県郡北広島町有田一般国道二六一号との交点から 安芸高田市八千代町勝田一般国道五四号との交点まで</p>
県道吉田邑南線	<p>安芸高田市吉田町吉田一般国道五四号との交点から 安芸高田市美土里町北一般国道四三三号との交点まで</p>
県道芳井油木線	<p>神石郡神石高原町上豊松県道布賀油木線との交点から 神石郡神石高原町上豊松県道布賀油木線との交点まで</p>
県道旭戸河内線	<p>山県郡北広島町奥中原一般国道一八六号との交点から 山県郡安芸太田町松原一般国道一九一号との交点まで</p>
県道福山鞆線	<p>福山市入舟町一丁目一般国道二号との交点から 福山市水呑町県道福山沼隈線との交点まで</p> <p>福山市水呑町県道水呑手城線との交点から 福山市鞆町鞆旅客船乗船場前まで</p>
県道府中上下線	<p>府中市父石町一般国道四八六号との交点から 府中市上下町井永一般国道四三二二号との交点まで</p>
県道三原東城線	<p>三原市皆実町三丁目一般国道一八五号との交点から 三原市八幡町垣内一般国道四八六号との交点まで</p> <p>三原市八幡町垣内一般国道四八六号との交点まで 世羅郡世羅町本郷一般国道一八四号との交点まで</p> <p>三原市八幡町垣内一般国道四八六号との交点から 庄原市東城町川西一般国道一八二二号との交点まで</p>

県道新市七曲西城線	神石郡神石高原町高蓋県道吉舎油木線との交点から 府中市上下町階見県道吉舎油木線との交点まで
県道吉舎油木線	三次市吉舎町吉舎一般国道一八四号との交点から 府中市上下町上一一般国道四三二号との交点まで 府中市上下町二森県道三原東城線との交点から 府中市上下町階見県道新市七曲西城線との交点まで
県道吉舎豊栄線	神石郡神石高原町高蓋県道新市七曲西城線との交点から 神石郡神石高原町安田一般国道一八二号との交点まで
県道吉田豊栄線	世羅郡世羅町小国県道三次大和線との交点から 東広島市豊栄町清武一般国道三七五号との交点まで
県道廿日市佐伯線	安芸高田市吉田町常友一般国道五四号との交点から 東広島市豊栄町乃美一般国道三七五号との交点まで 廿日市市串戸五丁目一般国道二号との交点から 廿日市市栗栖一般国道一八六号との交点まで
県道呉平谷線	呉市西中央一丁目一般国道三二号との交点から 安芸郡熊野町平谷一丁目県道矢野安浦線との交点まで
県道安芸津下三永線	東広島市安芸津町三津一般国道一八五号との交点から 東広島市西条町下三永一般国道二号との交点まで
県道瀬野川福富本郷線	東広島市福富町上戸野一般国道三七五号との交点から 東広島市福富町上戸野一般国道三七五号との交点まで 三原市本郷町船木県道広島空港本郷線との交点から 三原市本郷町本郷字川内一般国道二号との交点まで
県道矢野安浦線	広島市安芸区矢野町熊野トンネル入り口から 呉市安浦町中央八丁目一般国道一八五号との交点まで
県道音戸倉橋線	呉市音戸町渡子一丁目一般国道四八七号との交点から 呉市音戸町早瀬一丁目一般国道四八七号との交点まで 呉市倉橋町釣士田一般国道四八七号との交点から 呉市倉橋町室尾倉橋漁港前まで
県道高田沖美江田島線	江田島市能美町鹿川一般国道四八七号交点から 江田島市沖美町是長江田島市鹿田公園前まで 江田島市沖美町三吉三高港前から 江田島市能美町高田一般国道四八七号交点まで
県道広島二次線	江田島市能美町中町一般国道四八七号交点から 江田島市江田島町江南一丁目県道江田島大柿線との交点まで 安芸高田市向原町長田安芸高田市、広島市境から 安芸高田市向原町坂県道吉田豊栄線との交点まで

県道庄原作木線	庄原市門田町国道四三二号との交点から 庄原市口和町大月三次高野線との交点まで
県道三次美土里線	三次市布野町上布野一般国道五四号との交点から 三次市作木町下作木一般国道三七五号との交点まで
県道大崎上島循環線	安芸高田市美土里町横田県道吉田邑南線との交点から 安芸高田市高宮町房後県道甲田作木線との交点まで 豊田郡大崎上島町中野県道大西大西港線との交点から 豊田郡大崎上島町東野垂水港前まで
県道呉環状線	豊田郡大崎上島町木江県道大田木江線との交点から 豊田郡大崎上島町沖浦沖浦港前まで 呉市天応南町一般国道三二一号との交点から 呉市郷原町一般国道三七五号との交点まで 呉市阿賀南七丁目臨港道路阿賀マリノポリス一号线との交点から 呉市警固屋八丁目一般国道四八七号との交点まで
県道福山沼隈線	福山市水呑町県道福山鞆線との交点から 福山市沼隈町下山南鞆松永線との交点まで
県道広島空港線	三原市本郷町善入寺広島空港前から 河内インターチェンジまで
県道下蒲刈川尻線	呉市下蒲刈町大地蔵県道見戸代大地蔵線との交点から 呉市川尻町小仁方一丁目一般国道一八五号との交点まで
県道三原竹原線	三原市皆美三丁目一般国道一八五号との交点から 竹原市本町一丁目一般国道一八六号との交点まで
県道生口島循環線	尾道市瀬戸田町瀬戸田瀬戸田港前交差点から 生口島北インターチェンジまで
県道広島空港本郷線	三原市本郷町善入寺県道広島空港線との交点から 三原市本郷町船木県道瀬野川福富本郷線との交点まで
県道志和インター線	志和インターチェンジから 東広島市八本松西二丁目一般国道二号との交点まで
県道東海田広島線	安芸郡府中町山田五丁目揚倉山健康運動公園前から 安芸郡府中町大須一丁目府中町、広島市境まで
県道布賀油木線	神石郡神石高原町下豊松県道前原谷仙養線との交点から 神石郡神石高原町上豊松県道芳井油木線との交点まで 神石郡神石高原町上豊松県道芳井油木線との交点から 神石郡神石高原町安田一般国道一八二号との交点まで
県道中庄土生線	尾道市因島中庄町一般国道三二七号との交点から 尾道市因島土生町県道西浦三庄田熊線との交点まで

県道府中海田線	安芸郡海田町中店県道瀬野船越線との交点から 安芸郡海田町中店県道海田市停車場線との交点まで
県道大和久井線	三原市大和町下徳良一般国道四三二号との交点から 三原市大和町上徳良津口国兼線との交点まで
県道三原本郷線	三原市西町一丁目県道三原東城線との交点から 三原市西野四丁目三原市道西野二六号線との交点まで
県道松永新市線	福山市新市町相方県道尾道新市線との交点から 福山市新市町戸手一般国道四八六号との交点まで
県道尾道新市線	福山市芦田町下有地福山市道下有地御幸幹線との交点から 福山市新市町相方県道松永新市線との交点まで
県道広島海田線	安芸郡府中町茂陰二丁目府中町、広島市境から 安芸郡府中町青崎南府中町、広島市境まで 安芸郡海田町窪町海田町、広島市境から 安芸郡海田町大正町一般国道二号との交点まで
県道西高屋停車場線	東広島市高屋町中島県道東広島本郷忠海線との交点から 東広島市高屋町杵原一般国道三七五号との交点まで
県道西条停車場線	東広島市西条本町西条駅前から 東広島市西条中央六丁目一般国道二号との交点まで
県道海田市停車場線	安芸郡海田町窪町海田町道二号線との交点から 安芸郡海田町中店県道府中海田線との交点まで
県道庄原停車場線	庄原市中本町二丁目備後庄原駅前から 庄原市新庄町一般国道一八三号との交点まで
県道高停車場線	庄原市高町高駅前から 庄原市宮内町一般国道一八三号との交点まで
県道呉港線	呉市宝町呉市道幸町海岸線との交点から 呉市中央一丁目一般国道三二号との交点まで
県道福山港線	福山市引野町県道井原福山港線との交点から 福山市手城町四丁目一般国道二号との交点まで
県道廿日市港線	廿日市市下平良二丁目臨港道路廿日市南線との交点から 廿日市市上平良一般国道二号との交点まで
県道後山公園洗谷線	福山市鞆町後地県道鞆松永線との交点から 福山市瀬戸町長和県道福山沼隈線との交点まで
県道上宮町新地線	安芸郡府中町大通三丁目府中町道鶴江鹿籠線との交点から 安芸郡府中町茂陰二丁目県道広島海田線との交点まで
県道瀬野船越線	安芸郡海田町上市海田町役場前から 安芸郡海田町稲荷町県道府中海田線との交点まで

県道水吞手城線	福山市水吞町県道福山鞆線との交点から 福山市南手城町四丁目県道福山港線との交点まで
県道向島循環線	尾道市向東町一般国道三二七号との交点から 尾道市向東町尾道市歌公民館前まで
県道羽和泉室町線	三原市久井町和草県道上徳良久井線との交点から 三原市久井町坂井原県道三原東城線との交点まで
県道中庄重井線	尾道市因島中庄町一般国道三二七号との交点から 尾道市因島重井町県道西浦三庄田熊線との交点まで
県道西浦三庄田熊線	尾道市因島土生町尾道市道塩浜一号線との交点まで 尾道市因島田熊町一般国道三二七号との交点から
県道戸崎下組線	尾道市浦崎町戸崎旅客乗船場前から 尾道市浦崎町県道草深古市松永線との交点まで
県道小泉本郷線	三原市沼田東町釜山県道三原竹原線との交点から 三原市本郷南五丁目一般国道二号との交点まで
県道大田木江線	豊田郡大崎上島町東野県道大崎上島循環線との交点から 豊田郡大崎上島町木江県道大崎上島循環線との交点まで
県道豊浜蒲刈線	呉市豊浜町大字豊島県道豊島線との交点から 呉市蒲刈町大浦県道上鎌刈島循環線との交点まで
県道大崎下島循環線	呉市豊町大長呉市役所豊支所前から 呉市豊浜町大字大浜豊浜大橋接続道との交点まで
県道豊島線	呉市豊浜町大字豊島県道豊浜蒲刈線との交点から 呉市豊浜町大字豊島豊浜大橋接続道との交点まで
県道上徳良久井線	三原市久井町和草県道羽泉室町線との交点から 三原市久井町下津県道三原東城線との交点まで
県道鷺部小用線	江田市江田島町鷺部三丁目県道江田島大柿線との交点から 江田市江田島町秋月三丁目県道秋月飛渡瀬線との交点まで
県道石風呂切串線	江田市江田島町宮ノ原三丁目一般国道四八七号との交点から 江田市江田島町切串三丁目一般国道四八七号との交点まで
県道栗谷大野線	大野インターチェンジから 廿日市市大野中央一丁目一般国道二号との交点まで
県道見戸代大地蔵線	呉市下蒲刈町大地蔵呉市立下蒲刈小学校前から 呉市下蒲刈町大地蔵乙県道下蒲刈川尻線との交点まで
県道上鎌刈島循環線	呉市蒲刈町向蒲刈大橋接続道との交点から 呉市蒲刈町宮盛呉市道前田線との交点まで
県道矢野海田線	安芸郡海田町栄町一般国道三一号との交点から 安芸郡海田町浜角一般国道二号との交点まで

県道草深古市松永線	福山市沼隈町常石福山市道常石草深幹線との交点から尾道市浦崎町県道戸崎下組線との交点まで
県道中野駅家線	福山市加茂町中野一般国道一八二号との交点から福山市駅家町万能倉一般国道四八六号との交点まで
県道中安田田打線	世羅郡世羅町京丸世羅町道世羅中央線との交点から世羅郡世羅町京丸一般国道四三二号との交点まで
県道中領家庄原線	庄原市東本町三丁目県道庄原停車場線との交点から庄原市西本町二丁目一般国道四三二号との交点まで
県道下千鳥小奴可停車場線	庄原市東城町加谷旧庄原市立小奴可中学校前から庄原市東城町小奴可一般国道三二四号との交点まで

二 占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 指定する期日

令和五年四月一日